

平成20年度第3回

## 新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年1月29日（木）

新宿区みどり土木部みどり公園課

## 平成20年度第3回新宿区みどりの推進審議会議事録

平成21年1月29日(木)

午後2時00分～午後4時10分

本庁舎6階 第二委員会室

### 1 開 会

### 2 審 議

- (1) みどりの基本計画改定素案に対するパブリックコメントの結果について
- (2) みどりの基本計画改定素案について

### 3 報 告

- (1) 保護樹木の指定本数の推移について
- (2) みどりの基金と公園整備基金の統合の進捗について

### 4 その他

連絡事項など

### 5 閉 会

#### ○配付資料一覧

- 1 新宿区みどりの推進審議会(第9期)委員名簿
- 2 新宿区みどりの基金計画改定素案に対するパブリックコメントの結果及び改定案について
- 3 新宿区みどりの基本計画改定素案と計画案の相違
- 4 新宿区みどりの基本計画改定素案に寄せられた意見と回答
- 5 新宿区みどりの基本計画改定素案についての東京都との協議結果
- 6 新宿区みどりの基本計画(改定)案
- 7 保護樹木の指定本数の推移について

参考 新宿区みどりの条例・同施行規則(抜粋)

参考 新宿区みどりの基金条例

参考 新宿区公園整備基金条例

審議会委員 10名

会 長 熊 谷 洋 一  
委 員 渋 江 桂 子  
委 員 北 村 幸 夫  
委 員 近 藤 恵美子  
委 員 土 屋 正

副会長 興 水 肇  
委 員 秋 山 文 子  
委 員 小 林 辰 男  
委 員 阿 部 善三郎  
委 員 藤 田 茂

---

◎はじめに

**みどり公園課長** それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成20年度第3回の新宿区みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

私、事務局を務めさせていただいております、みどり公園課長の柏木でございます。よろしくお願いいたします。

まだ、現在、傍聴を希望される方いらっしゃりませんが、事務局といたしましては、本日の審議内容から、公開をしても支障がないと思われるため、公開をさせていただきたいと考えてございます。委員の皆様方の御了承をお願い申し上げます。

それでは、改めまして、平成20年度第3回みどりの推進審議会を始めさせていただきます。

前回、1月9日から20日ということで、短い間隔での開催ということでございまして、委員の皆様方にはお忙しい中御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の会議でございますけれども、おおむね16時、4時を目途に審議会を終了したいと考えてございますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

それと、またこれはたびたびで恐縮でございますけれども、マイクの使用方法につきまして御確認をさせていただければと存じます。発言の際は、お手元の4番を押して御発言をお願いいたします。終わりましたら5番を押していただければと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事進行を会長をお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

---

◎開会

**熊谷会長** それでは、これより平成20年度第3回新宿区みどりの推進審議会を開会いたします。

最初に、事務局より本日の出席状況についてお願いをいたします。

**みどり公園課長** それでは、本日の委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。

本日は、斉藤委員、吉川委員、高橋委員、武山委員から御欠席の届けをちょうだいしてございます。また、秋山委員、岸田委員、お越しになっておりませんが、岸田委員におきましては、30分ほどおくれて到着される予定でございます。

現在、15名中9名の委員の方の御出席をいただいておりますので、審議会は成立している

ということを御報告申し上げます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

次に、本日の資料について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、皆様のお手元に配付いたしました資料の御確認をお願いいたします。

初めに、本日の次第A4、1枚でございます。

それで資料1といたしまして、みどりの推進審議会（第9期）の委員名簿でございます。

続きまして、新宿区みどりの基金計画改定素案に対するパブリックコメントの結果及び改定素案、A4、2枚に、A3、1枚ついておるものでございます。

続きまして、資料3でございます。みどりの基本計画改定素案と計画案の相違、別表1となっておりますけれども、A4横長の4ページ、裏表印刷になっているかと思っておりますけれども4ページのものでございます。

続きまして、資料4でございます。新宿区みどりの基本計画改定素案に寄せられた意見と回答、同じくA4横書きのもので9ページのものでございます。

資料5、新宿区みどりの基本計画改定素案について東京都との協議結果、同じくA4横、ホッチキスどめしてございますけれども、4ページのものでございます。

資料6といたしまして、新宿区みどりの基本計画改定（案）、このA4のもの、少し厚いホッチキスどめになってございますけれども、83ページというようなものでございます。

資料7でございます。補助樹木の指定本数の推移について、A41枚の裏表印刷になっております。裏側にグラフなどが出ているものがございます。

そして、参考といたしまして、新宿区みどりの条例並びに同施行規則、新宿区みどりの基金条例、新宿区公園整備基金条例でございます。

資料の不足がございましたら事務局までお知らせ願います。

**熊谷会長** いかがでしょうか。過不足よろしゅうございますか。

---

#### ◎新宿区みどりの基本計画改定素案に対するパブリックコメントの結果について

**熊谷会長** それでは、議事次第に従いまして、審議を始めさせていただきます。

初めに、新宿区みどりの基金計画改定素案に対するパブリックコメントの結果について、事務局より説明をお願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、みどりの基金計画の改定パブリックコメントについて御説明を申

上げます。

現在のみどりの基本計画につきましては、主に昨年度、そして今年度が中心となりますけれども、足かけ3年にわたりまして当審議会におきまして、改定案の御審議をしていただきました。おかげさまをもちまして、昨年11月に改定素案がまとまりまして、11月14日から32日間、広く区民の方に素案の内容を公表しまして、意見を求めるためパブリックコメントを実施してございます。

その結果、寄せられた意見の概要につきましては、前回、臨時で開催させていただきました第2回の審議会に配付させていただきましたけれども、その後、区の内部で検討いたしまして、各御意見に対する区の考え方、並びに計画への反映についてまとめましたので、本日御説明をさせていただくものでございます。

まず、お手元の資料2がパブリックコメントの結果を集計したもの及び計画案の概要の資料でございます。資料3が、パブリックコメントを受けて、素案を修正した内容をまとめた資料でございます。資料4は、パブリックコメントで区民から寄せられた意見に対する区の考え方を整理した資料でございます。資料5につきましては、改定素案につきまして、東京都と協議を行い、加筆修正を行った項目を整理した資料でございます。

それでは、資料2に沿って、3のパブリックコメントの結果について御説明をいたします。

(3)にも書いてございますけれども、今回のパブリックコメントに当たりましては、12名の方から、39件、39項目にわたります意見をちょうだいしてございます。

意見の内容につきましては、(4)にございますように、計画の理念、目標、方針に関する意見が10件、重点的な取り組みに関する意見が8件、行動計画の内容に関する意見が17件、そのほか全体、あるいは形式、提案などが4件ございました。特に、個々の具体的な事業案であります行動計画についての意見を多くちょうだいいたしております。

意見に対します区の対応につきましては、(5)にございますけれども、いただいた意見の3分の1については、意見に基づき素案の修正を行ってございます。

その他の意見につきましても、考え方は既に計画に盛り込まれているというもの11件、御提案の趣旨を踏まえて、今後の事業の実施に当たって参考としたいというもの13件として検討をし、取りまとめさせていただいております。

4のその他の意見については、質問というようなことで2件ほどございました。

次に、4の東京都との協議結果でございますけれども、都市緑地法に基づきまして、東京都の事業と関連する事項については協議を要することとなつてございまして、それに

基づき東京都と協議を行ってございます。

その結果、14件について協議を行い、内容といたしましては、東京都の計画ですとか、事業との連携に関する事、あるいは資料の追加など、わかりにくい部分を改善したらという御指摘もございまして、今後の要望事項2件と、区ではちょっとなかなか活用できない制度のもの1件ございましたけれども、それを除く11件について協議に基づき修正を加えてございます。

それでは、主な内容については担当のほうから御説明を申し上げます。

**事務局** 担当の依田です。よろしくお願いたします。

まず資料4に沿って、パブリックコメントで計画に反映した意見を中心に、その修正内容について概要を説明したいと思います。資料4をごらんください。左側の番号で説明いたします。

まず番号の1番目です。意見の内容としましては、計画書の形式について、上下左右の余白が多過ぎて紙が無駄になっているという御指摘をいただきました。

こちら、計画書の印刷をこれから発注いたしますので、レイアウト等を十分考慮したいと考えております。「計画に反映させる」意見として取り扱っております。

続きまして、左の番号の5番目、これは「考え方は盛りこまれている」という取り扱いをした意見になります。今後10年間で1%アップという低い目標に疑問を感じるものの、新宿区民として、このような試みがあることは誇りなので、ぜひぜひ実行に移してくれたらという内容です。

10年間で1%アップという目標を、これまでの10年間も掲げてきましたが、実際は増えずに横ばいの状態でした。都心である新宿区におきましては、用地確保など限られた状況の中で緑を創出することは簡単なことではございませんので、このため1%アップという目標を掲げ計画の実行に鋭意取り組んでいくという区の意気込みを区の考え方として示しております。

続きまして、一番下の6番目の意見です。基本方針の中の「新宿ならではの特色のあるみどりをつくる」を、もう少し具体的に説明してほしいという御意見でした。

こちら、今までの「みどりの質を高める」という表現を「新宿ならではの特色あるみどりをつくる」に代えまして、今回の計画の核として打ち出す方針です。

こちらの意見を受けまして、「新宿ならではの特色のあるみどりをつくる」の部分に説明を加えております。建ぺい率の高い地域では建物自体の緑化、商店街では、花いっぱい運動

の推進、また地域の歴史にちなんだみどりの設置など創意工夫し、まちにふさわしい特色あるみどりづくりを計画の核として打ち出すということを書き加えました。

1枚めくってください。

左の番号の7番目の意見です。みどりの配置方針についてですが、みどりの軸の形成としまして、みどりの配置方針図に大気浄化と電柱地中化もあわせて追加検討してほしいという御意見でした。

大気浄化の方は、反映はできなかったのですが、電柱地中化に関しましては、「無電柱化にあわせてみどりの充実をした道路を創出していきます」ということで、計画の配置方針の中にこの意見をもとに加筆しております。

続きまして、意見の8番目ですが、みどりの軸の重点路線、こちらの考え方に関しまして、かなり街路樹による大気浄化の数値を具体的に挙げて提示してほしいという御意見がございました。

こちらは、みどりの軸を区のほうで考える際に、大気汚染の数値からだけ設定したものではありませんので、街路樹には大気の浄化作用のほかにも緑陰の形成、景観の形成、災害時の延焼防止など、さまざまな効用がある旨を記載しまして、いただきました御意見につきましては、「今後の街路樹空間形成の際の参考とさせていただきます」という「趣旨を踏まえて今後の参考とします」という形で取り扱いをさせていただいております。

1枚めくっていただきます。17番の御意見ですが、みどりの保全モデル地区では、みどりの大切さ、楽しさを啓発することが大切という御意見がありました。こちら、区のほうでもみどりの啓発は大変重要であると考えておりますので、行動計画の19番、みどりの普及奨励の中にみどりのモデル地区の指定に当たっては、みどりの大切さや楽しさを区民や事業者に知ってもらうためにみどりの栽培キットの配布や、みどりに親しむ啓発イベントを開催するという事業案を追加させていただきました。

続きまして、その下の18番の御意見です。みどりの重点的な取り組みの「拠点となるみどりを充実する」の1つとしまして、今回、「玉川上水を偲ぶ流れの創出」を位置づけております。この玉川上水を偲ぶ流れについてもっと緑と関連づける説明が欲しいという御意見でした。この意見を受けまして、湧水の利用によって水循環の回復を図ること、また樹林や野草の育成によって自然環境の再生を図ること、さらに、遊歩道を整備して区民の憩いの場を創出しますという、みどりと関連づける説明を追加させていただきました。

次のページをめくってください。



22番から26番まで、内容的には5件、落葉の話と古い土のリサイクルの要望です。このような意見がたくさん今回のパブリックコメントで寄せられました。区としても、落葉や古い土による堆肥づくりは大変有効で重要なことであると考えております。区民にも大変関心の高いことでもありますので、行動計画の3番、みどりのリサイクルのこれからの事業案といたしまして、学校や公園に落葉溜めを設置し、集めた落葉や回収した古い土を利用して地域と協働で落葉堆肥づくりに取り組む、また出来上がった堆肥を区民等に配布するという事業案を追加させていただきました。

続きまして、27番の御意見です。区民ふれあいの森整備に関してですが、区立おとめ山公園では、現在、整備の名のもとに公園内の樹木の乱伐が継続的になされている、こんなことのないように強く希望するという御意見でした。

こちらは、「考え方は盛り込まれています」という取り扱いをした意見ですが、緑の基本計画の中でも、おとめ山公園は7つの都市の森の一つの落合斜面緑地の核として位置しております、大変区の中でも貴重であるということ述べまして、また伐採につきましても、立ち枯れにより利用される方への危険が想定される樹木、また見通しを遮る実生の樹木に対して行ったもので、今後とも適切な管理を行いみどりの保全を図る、決して乱伐ではなく区の大切な自然と考えておりますという回答をしております。

続きまして、29番の御意見です。区民が農と触れ合う機会を区内各地区につくってほしいという御意見でした。

新宿では、生産緑地は、現在全くない状態です。農地のない新宿で、農作業を体験できる機会を提供することは大変重要であると区でも考えております。新宿区では、これまでも公共施設の緑化工事の中で、施設管理者から御要望がある小学校等には、水田や畑をつくってまいりました。また新宿中央公園のビオトープでも水田をつくりまして、地域と協働で管理を実際に行っております。また、旧東戸山中学校の活用の際に際しまして、子供の農業体験の場の設置を現在進めているところです。

改めまして、行動計画の6番、公共施設緑化のところに、これからの展開の事業案といたしまして、区有公共施設に区民が米づくりや野菜づくりを体験でき、農作業を通じて地域が交流できる施設の整備を行っていくという事業案を追加させていただきました。

1枚おめくりください。

33番の御意見ですが、内容的には、大久保通りで厚生年金病院から飯田橋交差点については公園にしたらどうか。少なくとも近くの都市計画道路完成後にはそうできないか。公園に

すれば、安心してお年寄りや、子供や、病院に行く方も歩いて、事故や渋滞も減るという御意見でした。

この御意見に関しましては、「趣旨を踏まえ今後の参考とします」という扱いにさせていただいております。区の考え方としましては、道路を公園にすることは、道路を利用している多くの人がいることや、沿道で暮らしている方々に大きな影響を与えることから、時間をかけて慎重に進める必要があるということを書きました。また、公園的な要素を取り入れて散歩道として整備することも考えられますので、御提案のありました御意見につきましては、今後のまちづくりの参考とさせていただきますという形で書かせていただきました。

続きまして、36番の御意見です。こちらは、地域が主体で行う花と緑の景観コンテスト、このような個性のある緑と花のまちづくりの取り組み、地域が主体で行うこういう取り組みに支援をしてほしいという内容の意見でした。

地域ぐるみでの緑化の推進ということは、区のほうでも大変重要であると考えております。このため行動計画の18番、地域ぐるみで緑化を進めるのこれからの展開例といたしまして、町会や団体など、地域が主体となって開催する緑化イベントを支援するという形で事業案を追加させていただいております。

次に、その下の37番ですが、鉄道沿いに緑化推進が可能だという御意見です。

こちらに関しまして、地域ぐるみで事業者との協働の位置づけとし、これからの事業展開例としまして、鉄道事業者に対して軌道敷の緑化を働きかけるという事業案を追加させていただきました。

以上、計画に反映させるものを中心に区の考え方を説明させていただきました。

そのほか、計画案の修正はしないものの、「考え方が盛り込まれている」ものは、どこへ盛り込まれ区がどう考えているか、また「趣旨を踏まえ今後の参考とする」ものは、今後の事業実施にどのように考慮していくかということを書き記述してございます。

続きまして、資料5に沿いまして、東京都との協議結果について簡単に説明したいと思います。

まず、東京都からいただいた協議内容としましては、新宿区に住んでない方が計画書を見てもわかりやすい配慮をしてほしいということで、資料編が今まで3ページしかなかったのですが、これを東京都の協議内容を受けて10ページ増やしました。次の議題のときに説明します資料6をちょっとごらんいただきたいと思います。

資料6の65ページから資料編ということで、区の自然条件、社会条件、みどりの状況と主

な事業の実績、こちらを加えております。特にこの中で71ページの図をごらんいただきたいのですが、東京都から周辺区まで含めた広域のみどりの図の分布をぜひ入れてほしいということで、東京都からGISデータをお借りしまして、新宿区とその周辺にどのように緑地が分散しているか、連たんしていくかというような形の図面も加えさせていただきます。

それでは、資料5にもう一度戻ります。

協議結果の4番目としまして、東京都の「公開空地のみどりづくり指針」との連携を追加させていただきます。こちらは、平成19年4月に、東京都が施行した指針でございますが、公開空地を独自にただつくるのではなく、周辺のみどりのつながり、また、歩行者の動線、そして見通し、また造園の魅力の引き出された美しい空間、こういうことの配慮を公開空地をつくる際に指導するような指針を東京都が作りましたので、こちらとの連携を進めていくという内容を追加させていただきます。

1枚めくってください。

番号の5番目です。こちらは「都市開発諸制度の活用方針」ということで、今年2月に東京都が施行する制度でございますが、緑地等をたくさんつくと、容積等にボーナスを与えるという制度です。こちら、既に計画の中に入っておりますが、よりわかりやすい具体的な表現に書きかえております。

続きまして7番です。「みどり確保の総合的な方針」、こちらは東京都が主体で、今年度から来年にかけて民有地のみどりをいかに保全していくかということを検討している方針です。こちらにつきましても、今までの計画に入っておりますが、よりわかりやすい具体的な表現に書き直してございます。

続きまして8番目です。こちら10年後の東京ということで、東京オリンピックを誘致するために東京都が緑化に力を入れておりますが、特に東京都が進めております校庭芝生化、また街路樹の倍増などと連携を図っていくということの内容を明確に加えております。

一番最後のページですが、13番、「都市計画公園・緑地の整備方針」、こちら平成18年3月に東京都が主体となって区市町村合同で策定した計画です。都市計画公園緑地の事業化計画、基本的な考え方をまとめた計画ですが、こちらとも連携を図り、東京都、隣接区と連携のもとに整備促進に努めるという内容を新しく追加しております。

東京都の協議により追加した事項の、主なものは以上でございます。

以上、新宿区のみどりの基本計画改定案と素案に対するパブリックコメントの結果等について説明させていただきました。

**みどり公園課長** 会長すみません、ちょっと補足させていただきます。

**熊谷会長** はい。

**みどり公園課長** 前回の1月9日の第2回の審議会の席で、皆様方に、素案に対して特段の御意見がある場合はお寄せいただきたいというお願いを申し上げました。その結果、期日までに特段の御意見をちょうだいしてございませんでしたので、今回、11月から12月にかけて実施いたしましたパブリックコメントの意見及び東京都の協議に基づきまして、内容を検討し、計画案をまとめさせていただきます。

あと岸田委員から昨年11月のパブコメの際に、実は意見をちょうだいしてございます。また、後ほど岸田委員お越しになった際には御意見をちょうだいできるのではないかと考えてございますけれども、区の施策のメニューがかなり多過ぎて総花的であるというような御意見、区がやることはもっと厳しく峻別して、区が取り組むべきものはもっと絞り込むべきだというような御意見、それとか骨格に頼りすぎているんじゃないかと、もっと区民に身近なみどりを保全し、ふやす視点を明確にすべきじゃないかというような御意見とか、あと、自治体として何を重心に置いてやるのか、とりわけ公共的なみどりの空間を整備するということにもっと力を入れるべきではないかというような御意見をちょうだいしてございます。なかなかかなり計画の根幹にかかわる部分が多かったものですから、大幅に変更するということが難しい状況にございました。そういった中で、岸田委員とはちょっと個別に御連絡をさせていただいて、お話をさせていただきました。御意見の趣旨については、今後の、この計画の実施に当たって、できる限りの反映をしていきたいということを申し上げまして、何とか御了解をいただければということでお願いをしているところでございます。また、岸田委員おいでになりましたら御発言があるかもわかりません。以上、報告させていただきます。

以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

以上、事務局より、新宿区みどりの基本計画改定素案に対するパブリックコメントの結果について説明がありました。

今の説明内容について、また今後の事業推進に当たっても結構でございますが、御意見などありましたらお寄せいただければと思いますのでお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、お願いをいたします。

**小林委員** 公募の小林でございます。

説明ありがとうございました。もう少し早く気がつけばよかったのかもしれませんが、資料4の中で確認をさせていただきたいこと等があります。

というのは、資料4の1枚めくっていただいて番号で8番があります。一番右の欄で区の方の案があるわけでありまして、その中で、街路樹には、以下ずっと行きます、災害時の延焼防止など、さまざまな効果があると、こうあります。しかしながら、そこで、自分が体験してきた実務上のことから申し上げますと、延焼防止というのは、地域にもよるんでしょうけれども、また樹木によって、延焼防止にならない場合があるんです。樹木の種類で、油分を含んでいるような木とか葉っぱが多いと、逆に火勢というか火の勢が強くなる場合があります。ですから、ここは、少し、何かいい方法がないかなと今考えているんですけれども、1つのこれは事例かもしれません。しかしながら、延焼防止という言葉が適切かどうかというのは、少し疑問に思っているところであります。

以上です。

**熊谷会長** ただいまの御質問というか御意見も含めてですけれども、事務局のほうで何かございますか。

**みどり公園課長** 今、御指摘のように、確かに樹木の種類によっては、延焼防止効果が薄い、いわゆる葉っぱの水分量が少ないと余り効果が薄いという部分があることは承知してございます。確かにいろいろな樹木ございますけれども、ただ一般的に、例えば阪神淡路大震災の際も、実際に消防活動によって火災が防止されたというよりも、これは必ずしも木だけではございませんけれども、街路樹であるとか、その付近の道路が延焼遮断帯になって、延焼が食い止められているという事例はかなり多く聞いてございますので、これは、できましたら一般論としてとっていただければありがたいかなと思っております。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

**小林委員** それでは、それはわかるんですけれども、災害時の効果も考えられるぐらいにしておいたらいかがでしょうか。延焼防止というのはやっぱり引っかけます。

というのは、地域、火災の近くにある木の状態、木の種類、こういうものによって、効果があったり、逆になかったりするんですね。やはり火災が大きくなればなるほど、非常に火勢が強いと、守勢の防御といって、守るほうに中心になっちゃうんです、力は。そういう状況になったときに、本当に役立つかどうかというのは疑問になります。ですから、今申し上げたようなところでいかがでしょうか。

**熊谷会長** はい、お願いいたします。

**みどり公園課長** ただいまの委員の御発言の趣旨を踏まえて、この辺については検討させていただきます。ありがとうございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

渋江委員お願いいたします。

**渋江委員** 渋江です。2点質問と意見があるんですけども、17番と18番の意見についてですが、ともに貴重な御意見で、これに関して計画に反映させるということで右側に区の家が書いてあるんですけども、まず17番からですけども、みどりの大切さや楽しさをというふうに書いてあるんですが、みどりの楽しさというよりもみどりを何する楽しさというふうにしたほうがいいのではないかと思います。

現在、具体的に伺いたいんですが、現在、行っているものはこの文章には入っていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。これから行うもの。

**熊谷会長** はい、お願いいたします。

**みどり公園課長** これはモデル地区を指定した際に行うということでございますので、現在、これを直接やっているということではございませんけれども、この間みどりに関するいろいろなイベントがある際には、そういった部分についても多少考慮して配布したりしたケースもございますので、そういった部分を生かして、今後のモデル地区の事業展開の中で生かしていければということで記述したものでございます。

**渋江委員** はい、ありがとうございます。

このモデル地区の指定に当たって、みどりの大切さ、みどりをふやす楽しさというのを知ってもらおうというのは、モデル地区に限らず市民全体に対する案だと思うんですね。そうすると、29番のところにある農業体験の場の設置とか、その楽しさ、それもこちらのほうに入れてもいいのではないかとこのようにちょっと思いますが。

それから、18番のほうですけども、こちらも、貴重な御意見だと思うんですが、新宿御苑の湧水を利用して、風の道に通じるのではないかと思いますので、10番のところでは風の道の話がありますが、基本計画案の50ページの風の道には、新宿御苑からの湧水の風というものは入っているのでしょうか。ここでは特に入れてない。

**熊谷会長** お願いいたします。

**みどり公園課長** 本編の50ページの絵柄何かを見ますと、風の道ということで、私どもの都市マスタープランに相当します総合計画のまちづくり編の図でございますけれども、新宿通り

と明治通りを大きく風の道と位置づけてございます。ただ、新宿御苑からのいわゆる冷気のにじみ出しについては、ここで直接風の道という書き方はしてございませんけれども、これまでも、ちょうどこの図で言いますともう少し東側になりますでしょうか。新宿1丁目から四谷四丁目のあたりにかけて。例えば道路の舗装に当たっても、保水性舗装とか、遮熱舗装なども組み合わせたり、そういったものも始めてございますので、そういった部分で、既にやっている部分もございますけれども生かしていきたいと思っております。

**渋谷委員** ありがとうございます。

なので、風の道として載せるかどうかは別にしまして、水辺からのさわやかな風というのも一つの風の道で、スケールは小さいと思うんですけども、そういう表現があってもいいんじゃないかというふうに思われます。

以上です。ありがとうございました。

**熊谷会長** はいありがとうございます。貴重な御意見をありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

北村委員お願いいたします。

**北村委員** 資料6、基本計画案の72ページ、それから資料4の14番、この2つに相互にこれ関連していると思うんですが、まずこの案のほうを見ますと、一番下の各年度ごとに、各地域のみどりの増減が書いてありますので、この中で落合地域だけが平成2年に20.84だったのが、17年に16.84に下がっている。4ポイント下がっているんですが、区全体から見しても非常に際立っているわけです。私、たまたま落合に住んでおりますので非常に関心がありますんですが、別表2、資料4の14の内容及び区の考え方を見ますと、この地域は現在非常に開発が進んでいるということが大きな原因であるように読めるのですけれども、区の考え方の中に、地域と行政が協議して一定のルールをつくる必要があると考えているということがありますが、開発が非常にハイペースで明らかに進んでいるのであれば、早急にこの地域にピンポイントを置いて、どういう具体的なルールをつくるつもりか、あるいは協議会なり何なり住民を巻き込んだ計画をおつくりになるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

**熊谷会長** 課長、お願いいたします。

**みどり公園課長** 落合地区、落合地区と言いましてもかなりエリアは広いわけでございますけれども、現在、落合地域においては、幾つかのスポットと言ってはなんなんですけども、もう少し小さい範囲になりますけれども、現在地区計画の策定に向けて地域の方と勉強会を

開始しているところがございます。地区計画の勉強会の席上も、地域の方からみどりの重要性についてという御意見もかなりいただいているというふうにも私どもで伺っておりますし、今後、この間ずっとお話しさせていただきましたけれども、従来どちらかという、みどり部隊とまちづくり部隊が別々にこういった取り組みをしてきたわけでございますけれども、今後、そういったまちづくりの観点を踏まえて、我々まちづくりの中でみどりの重要性をどういうふうに盛り込んでいくのか、そういうことを含めて、これからそういう地区計画策定にかかりたいと思っております。実は、せんだって地区計画を担当しているセッションともお話をさせていただいておりますけれども、いわゆる事前の調査と言いますか勉強はある程度完了したと、これからは案を具体的にどう考えていくかという時期に来ているということで、また来年以降になると思っておりますけれども、今後、そういう地区計画の具体案の作成についても、精力的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。内容についてはこれから地域の皆様方と協議をしてということになるかと思っております。

**熊谷会長** いかがでしょうか。よろしいですか。

**北村委員** はい。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ御発言をお願いしたいと思います。

近藤委員、お願いいたします。

**近藤委員** 資料4の最初のページの6番のところの質問なんですけれども、地域の歴史にちなんだみどりの設置など総意工夫しというのが書いてあるんですけれども、これには、具体的にどういう内容なのかとちょっと思ったんですけれども、私、新宿区西早稲田に住んでいるんですけれども、だんだん個人の戸建てが少なくなって、マンションになったりすると、生垣みたいなのができても洋風の木になっちゃうんですね。昔からの、新宿というか、そこら辺に昔からあった純日本的な木がだんだん失われていくんですよね。それがちょっとおしいなと思う。それで割とそういう、昔からはえている木というのは弱くて、最近、マンションで生垣みたく植えた木のほうが強くて、手間がかからず育つんです。だから、だんだんそういうのにならなくなっていくんじゃないかという、ちょっと心配があるんですけれども、そういうことをも含むんですか、こういうのって。ここに書いてある、地域の歴史にちなんだみどりの設置というのは、そういう木を残したいというような考え方も含むんですか。ちょっと違うんですよね。



**事務局** 資料6を見ていただきたいのですが、行動計画の17番、43ページです。「歴史と文化を継承するみどりをつくります」ということで一つの行動計画として今回打ち出している考えです。内容としましては、歴史や文化にゆかりのあるみどりを地域のみどりの記憶として保全、再生し、次世代に継承していくということで、非常に広い範囲のことが書いてあります。内容的には、これからの展開例の下2つを見てほしいのですが、まず、歴史といえば、本当に歴史のとおり江戸、明治時代の大名屋敷であるとか、あるいは地域の本当に歴史ですね。あといわれとか伝承とか、こういったもの、文化にちなんだみどりの情報を生かしたみどりの保全策、再生策というのが1つの大きな考えとしてあります。

またそれともう一つ、地域の思い出のみどりの保全、例えば公園で小さいころに遊んだであるとか、小さいときに木に登ったであるとか、昔からこの木は植わっているであるとか、今の近藤委員のおっしゃったような話も、地域としてぜひ残したいという話であれば、当然行動計画の中に入れていきたいと区は考えております。

**熊谷会長** はい、課長お願いいたします。

**みどり公園課長** 補足をさせていただきます。

なかなか、先ほど近藤委員がおっしゃったように、昔の木がそのまま今の時代に生きるかどうかというのは難しい問題もあろうかと思えます。ですから、すべてのところで、それがうまくいくというふうには考えてございませんけれども、ちょっと一例を御報告させていただければと考えてございますのは、新宿、かつてはツツジの産地であったと。新宿区の花にもなっております。それが、大久保のツツジということで、これは大正時代に大久保の地からなくなってしまったんですけれども、実はこのたび、群馬県の館林のほうに、当時新宿のほうから移植した、間違いなくそれが当時の大久保のツツジであるという原木があることが確認されてございまして、館林の木から花芽をとって今栽培をしてふやしているということもございます。そういった、例えばですけれども、かつてあった大久保のツツジ、そういうツツジ何かも1つの資源にして、大久保地区を中心にそういったツツジをもっとふやしていくって、ツツジの町にするというようなことも一例かと思っております。なかなか、まだ緒についたばかりでございまして、この先長い話でございましてけれども、そういったことも一つの事例として取り組みを進めていければなというふうに思っているところでございます。

**熊谷会長** はいどうぞ。

**近藤委員** 私がちょっと実際にあるのでいいなと思った例を挙げさせていただくと、都庁のほうに行く道の京王プラザホテルのホテルの横のお庭みたいな、道路との間、ホテルの建物と

の間に、武蔵野の林みたいなのがつくってある、ああいうのちょっと楽しいなって思っ

**みどり公園課長** 今、ちょっと委員御指摘の、京王プラザの前のちょっと喫茶店の前の部分とかですね。

**近藤委員** はいそうです。

**みどり公園課長** あそこの都庁に行く前の4号街路の地下から地上に出たすぐのところ、雑木林のように、武蔵野の面影を残る植え込みができていますのを承知してございます。ああいうのは、私も非常に楽しくていいなという思いがございまして、ああいう部分、どこまで、特になかなか民間の土地にあそこまでお願いをするというのは難しい部分があるかと思えますけれども、例えば再開発をするような大規模な開発の際、また、今後、公園と言いますか、新宿区の区民ふれあいの森などもございまして、そういった部分で雑木林的なものを生かしていければというふうには思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

**熊谷会長** ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、新宿区みどりの基本計画改定素案に対するパブリックコメントの結果については、みどりの推進審議会として、了承をするということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

---

#### ◎みどりの基本計画改定案について

**熊谷会長** それでは、次に、2つ目、新宿区みどりの基本計画改定案について、事務局より説明をお願いいたします。

はい、お願いいたします。

**みどり公園課長** それでは、計画案について御説明を申し上げます。

この間、当審議会でもかなり議論をしていただいております。素案までの間にもいろいろ御議論いただいておりますので、そういった部分、かなり重複すると言いますか、繰り返しになるわけでございますけれども、改めて今回計画案ということで御提出させていただきましたので、若干の御説明をさせていただければと存じます。

資料2の5番の(1)から(7)に計画の概要をまとめてございます。その後ろにカラー刷り横刷り、みどりの基本計画構成図というものがございまして、こちらでござらんになっていただきますと計画の全体像が比較的わかりやすいのかなと思っておりますので、こ

ちらを御参照いただきながら、ちょっと御説明をさせていただければと思っております。

まず、今回の計画の概要でございますけれども、計画の構成につきましては3部構成ということになってございまして、改定に当たって基本方針、そして行動計画、あと資料編というような形になってございます。

それで、計画の理念、ちょっと構成図をごらんになっていただけますでしょうか。計画の理念としましては、「みどりあるうるおいのある持続可能な都市新宿の実現をめざす」ということを基本理念としてございます。その上で目標を定めました。

緑被率の目標と、公園の目標、また区民の実感についての目標でございます。その中で、目標といたしましては、緑被率の目標として、当面、この基本計画の計画期間でございますけれども、10年間で1%の緑被率アップを目指すということと、将来、これにつきましては、21世紀の半ばごろということでございますけれども、区全体で25%の緑被率を目指したいというふうに考えてございます。

一方、東京都が緑被率とはまた別にみどり率というような数字を適用してございます。このみどり率については、緑被率に加えて水辺、水面であるとか、例えば広場などの部分を含めてということでございますけれども、そういった部分で数値を掲げてございます。

現在、このみどり率につきましては、緑被率より約2%ほど高いような数字でございますので、これにつきましては、10年間で1%アップする。また将来的には27%を目指すというふうな目標を、緑被率と連動して掲げさせていただいてございます。

そして、公園の目標でございますけれども、10年間で2ヘクタールを確保したいということも掲げました。また、将来的には公園面積を区全体の8%にしたいというふうにしてございます。都市公園法の目標値では、都心部におきましては、1人当たり5平方メートルの公園の確保を目標とするということが掲げてございます。現在新宿の場合、約3.8平方メートルほどでございます。ただ、この目標値を数字に掲げますと、新宿区民の人口の増減によって大きく変動してございます。例えば1ヘクタールの公園をつくっても、3,000人か4,000人の人口がふえると現状より減ってしまうというような結果もございますので、なかなか指標として難しいということで、ここではあえて10年間で2ヘクタールを確保するというような目標を掲げさせていただいております。

また、これは、4番目の区民の実感についてでございますけれども、なかなか指標として難しい部分がございますが、これについては、区の世論調査等々を利用して、区民の皆様方の区のみどりに対する意識と言いますか、満足度をはかっていきたいというふうに思っ

てございまして、そういった満足度も含め、またみどりに関する関心もアップをさせていきたいということを掲げてございます。

それで、この目標から生み出されたもの、並びに、先ほども申し上げましたけれども、都市マスタープランに相当いたします新宿区の総合計画のまちづくり編の中でも、みどり公園の配置方針でございます。そちらの配置方針を踏まえた上で、今回、4つのみどりの基本方針、3つの配置方針を定めてございます。そうした中で、4つのみどりの基本方針については、地域の貴重なみどりを守る、新たなみどりをふやす、新宿ならではの特色のあるみどりをつくる、みどりの啓発としくみづくりというような4つの基本方針を掲げさせていただきました。

また、みどりの配置方針といたしましては、みどりの骨格の形成、みどりの軸の形成、それと今回この計画の目玉になる部分でもございますけれども、みどりのモデル地区の指定等ということも含めて配置方針を定めてございます。

その上で、現行と言いますか、これまでのみどりの基本計画、みどりのアクションプラン25というようなサブタイトルをつけてございますけれども、従来は25項目、これはかなり実現性の難しいものにも含めてアイデア的なものも含めてかなり広く25のアクションを定めてございますけれども、今回は、実現に向けて取り組むもの、かなり実現をはかっていくものということで22に絞らせていただきました。そうした中で、こちら、行動計画にございますけれども、この行動計画にある部分、本編で言いますと、本編の24ページあたりに記載してございますけれども、そういったもので、例えば地区を定めてみどりの保全を重点的に進めるでありますとか、みどりの資源をリサイクルする、樹木・樹林を守るといったようなことも掲げてございます。

また、区有の公共施設のみどりづくりというようなものも、2つ目の新たなみどりをふやすという部分で掲げてございますし、例えば地区を定めて屋上緑化を進めるなどということも、新たなみどりをふやす1つの方策であろうというふうに考えてございます。

そして、新宿ならではの特色のあるみどりというところにつきましては、新宿区では、この間、ずっと空中緑花都市、みどりの花の都市というようなちょっと造語になるんでしょうか、そういう名称で事業を進めてございますけれども、必ずしも地盤面だけに限らず、いろいろな工夫をして、屋上であるとか、壁面であるとかも活用しながら、みどりをふやしていこうということを進めておりました。これについては一層進めていきたいというふうに思っております。

また、都市の軸となる立派な街路樹づくりということでございますけれども、実は新宿区のみどりにつきましては、新宿の緑被率の10%を街路樹が担ってございます。そうした中で、かなり重要な位置を占めてございますので、何とかこの街路樹を大きく育てて、樹間を豊かなものにしたいというふうに考えてございます。こういったものについて、将来事業を定めて剪定、維持管理なども進めていこうということを考えてございますので、これについても進めていきたいと思っております。

それで、4点目のみどりの啓発としくみづくりということで申しますと、地域ぐるみで緑化を進めていこうということで、いろいろなみどりの普及奨励を図るとともに、1月9日の当審議会で御提案をさせていただきましたけれども、みどりの基金の活用という中で、後ほどちょっと進捗状況についても御報告させていただきますけれども、公園整備基金とみどりの基金を統合することによって、より活用の幅を広げて、柔軟に使えるような基金にすることによって、そうした土地の取得なども取り組んでいきたいということでございます。そうしたことを軸に、個別の展開で右側のほうに書いてございます。

この表につきましては、本編26ページにもございますけれども、その中から特長的なものがこの表に掲げられてございます。それで、ここの展開例までですと前回と同じような計画になるわけですが、今回、区として何を重点的にやるのか、メリハリをつけてやはり事業に取り組んでいく必要があるということで、重点的な取り組みということを新たにピックアップして再編成をしております。その中で、都市にみどりの軸をつくる、宅地のみどりを守り育てる、創意工夫によりみどりをつくる、拠点となるみどりを充実する、公共施設では先掛けてみどりをふやすというようなことを掲げてございまして、例えば一番目の都市に緑の軸をつくるということでございますけれども、先ほどもちょっと話をさせていただきましたけれども、風の道、緑陰豊かな街路樹路線を対象とした街路樹空間の創出、また、新宿の場合、周囲を神田川に囲まれてございますけれども、そうした河川の緑化もこれまで以上に力を入れて進めていきたいというふうに思っております。

それで、宅地のみどりを守り育てるという部分でございまして、保護樹木について、従来、一部管理費の助成などもしてございましたけれども、今後、さらに支援層を強化したいというふうに考えてございます。例えば、これまでも個人がお持ちになっている保護樹木について、なかなか剪定等の維持管理が難しい場合、あるいは病気になって樹勢が衰えているような場合、所有者の方からのお申し出によって区が剪定を行うケースもございましたし、樹木医の診断などもお手伝いをするというのがございますけれども、そういったことについ

でも取り組んでいきたいと思っております。

また、今回の1つの大きな目玉でございますけれども、特別保護樹木制度の創出というものを考えてございます。

新宿区は、昨年、景観行政団体になりましたけれども、その中で景観重要木の指定ということを考えてございます。景観重要木などについて、保護樹木の中でも特に重要なものということで、特別保護樹木というような形で指定をしまして、より手厚い保護のための支援をしたいというふうに考えてございます。

また、先ほど質問にもございましたけれども、例えば地区計画の活用とか、地区計画と連動したみどりの保全モデル地区の指定、あるいはみどりの推移モデル地区なども今回の目玉として取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

また、創意工夫によるみどりをつくるという部分については、ちょっとみどりのカーテンというのは、一年草の話ですので、必ずしも常時のみどりということはありませんけれども、みどりのカーテンの普及などもそうですし、それとは別に壁面緑化をもっと進める、屋上緑化なども進めていくということで、そういう部分でのモデル地区の指定なども考えて進めていきたいと思っております。それで拠点となるみどりにつきましては、先ほど来、お話をしております、おとめ山公園の周辺の国有地を取得して、区民触れ合いの森の整備を図るとか、新宿御苑に玉川上水をしのぶ流れを創出する等々の取り組みを進めていきたいと思っております。

それで、最後の公共施設は先駆けてみどりをふやすということでございます。

ここで、ちょっと今回区のほうでもあえて強く打ち出しましたのが、区有の公共施設を新設、あるいは大規模な改修をする場合、緑被率25%を実施していこうということを考えてございます。先ほど、目標でもございましたけれども、将来的には区全体で25%の緑被率を確保したいということを申し上げておりますし、そういったことを実現するためには、せめて区は少なくとも25%の緑被率を公共施設で確保していきませんかと実現は難しいと考えてございますので、これについては率先垂範して進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それで、細かい部分につきましては、資料6の冊子に盛り込んでございます。先ほど担当からちょっと御説明をいたしましたけれども、パブリックコメントを受けて変更した部分、あるいは東京都との協議により変更した部分でございますけれども、ちょっと一例を申し上げますと、14ページ、15ページを御覧になっていただけますか。

14ページ、みどりの軸の形成のところでは、無電柱化とあわせて、みどりの軸の形成ということが御意見ございましたので、一番最後の部分でございますけれども、また無電柱化にあわせてみどりの充実した道路を創出していきますというような表現に素案から変えさせていただきます。15ページ、一番下から4行目の白四角の部分でございますけれども、みどりの配置方針等々の図示については、東京都との協議に基づいてつけ加えてございます。

また、ちょっと18ページをごらんになっていただけますでしょうか、(3)の①の部分、緑化計画書制度等による誘導という部分がございますけれども、これも、東京都との協議によりまして、東京都のほう、公開空地のみどりづくり指針というのを作成してございますので、そういったもの、あるいは都市開発諸制度と連携をとりながら、質の高い緑化空間の創出を誘導しますというような表現をさせていただきます。

また、いろいろ区民の方から御意見をいただいた部分で、かなり大きく取り入れた部分、例えば45ページ、46ページちょっとごらんになっていただけますでしょうか。

45ページのこれからの展開例の上から3つ目です。みどりのモデル地区指定等に当たっては、みどりの大切さや楽しさを区民や事業者に知ってもらうためにみどりの栽培キットの配布とか、みどりに親しむ啓発イベントを開催するというようなのも1つの例示として掲げさせていただきます。

また、46ページの部分につきましては、Sの上から3つ目あたりで見ますと、東京都の公開空地等のみどりづくり指針と連携し、開発に合わせた、豊かで質の高いみどりの創出を誘導していくとか、下から2つ目のAの部分でございますけれども、現在、東京都区市で、都市計画公園・緑地の整備方針なども定めてございます。これについても、こういう方針に基づいて、公園緑地の整備推進に努めるというような表現をさせていただきます。先ほど御説明した部分を反映させたものが、こちらの資料6でございます。それで、細かいところについては、また後ほどごらんになっていただければと存じます。

なお、今回、この基本計画の改定案でございますけれども、2月5日の区の内部の意思決定機関になりますけれども、政策経営会議というのがございまして、その場で、この基本計画について決定をし、案をとりたいというふうには、案ではなく基本計画というふうにしたいというふうに考えてございます。

また、その後、議会報告をした上で、この案文については、2月13日にはホームページに掲載していきたいというふうには考えてございます。最終的には、3月下旬になりますけれども、新宿区の「広報しんじゅく」に掲載して、基本計画、製本した上で配布をしていきたい

というふうに思っております。委員の皆様方には3月下旬、あるいは4月の頭になってしまいかもわかりませんが、本計画の正式に製本したものをお送りできるのではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

**熊谷会長** ありがとうございます。

それでは、新宿区みどりの基本計画改定案について、御意見なり御質問いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**土屋委員** 1つ数字の確認なんですけれども、こちらのもので、公共施設の緑被率を25%にするという部分があるんですけれども、素朴な疑問なんですけど、ここで見ると、例えば公園面積が8%を目標として、道路の面積が区の中にどのぐらいあるかわからないんですけれども、例えば区全体から公園を差し引いて、道路か何かを差し引いて、それが、例えば建物が建っている土地として考えたときに、区の施設が25%を達成するような目標で、果たして全体が25%というのを達成できるかどうか。そのあたり、ちょっとどういう数字の根拠の積み重ねで、区所有の新設の建物が25%の緑被率を目指すのか、その部分をちょっとお伺いしたいんですけれども。

**熊谷会長** 事務局、お願いをいたします。

**みどり公園課長** 今の御質問、非常にごもつともございまして、区の施設、いわゆる建物の関係で、区のもので25%やったから、じゃ25%できるかということ、それでは、はるかに足りない数字でございます。

実は、今、区の施設は大小含めていろいろなものがございまして、現在、まだ20%になっていない、多分平均をすればもう少しで20%に達するかどうかというところでございます。これを25%にするというのも、まずかなりのハードルがございまして、とりわけ屋上緑化なども含めてやっていきたいとは思っているんですけれども、一番大きな部分、恐らくかなりの面積を抱えているのは学校関係ですね。学校関係については、空地のかなりの部分が校庭ということになります。例えば校庭を全部芝生化にすれば25%というのも達成できると思うんですけれども、なかなかそれもすべて芝生にするというのは難しい状況でございまして、はっきり申しますと、25%達成もかなり実は厳しいハードルでございまして、そういった部分、じゃこれで本当に25%ということ、それは非常に辛いところなんですけれども、少なくとも、区のほうは25%行っている以上、最低限それはやるんだという意気込みを示したというふうに御理解をいただければなと思っております。これができたから25%に行くということではなく、ちょっと意気込みを示したということで御理解いただければと思います。



**熊谷会長** はいどうぞお願いします。

**土屋委員** もうちょっと先ほどの質問の続きなんですけれども、公園が8%目標にして、じゃマックス8%やりますと。道路がどのぐらいあるかわからないですが、例えば何%かありますよね。そうすると道路というのは街路もありますけれども、25%絶対いかないと思うので、そうすると、例えば公園、道路、その他の要素がどのぐらいあるかわからないんですけれども、例えばそれが公園と道路を除いてすべてが建築用地ということで考えたときに、区の建物の新設ですら25%を達成かなり難しい状況の中で、新宿区全体の25%、数字の、私、それ今触れないほうがいいのかどうかかわからないんですけれども、これの、ここにその数字が入ってくると、急にその数字が気になってきてしょうがないんですけれども、どうなんですかね。

**熊谷会長** はい、お願いをいたします。

**みどり公園課長** 確かに、1%の部分と、25%の部分、正直申しまして、重みづけと言いますか、リアリティーの部分で言いますと大きく違ってございます。1%部分、1%の部分でもかなり実は厳しいんですけれども、これについては、例えば街路樹の樹間を、これから10年で樹間がどのぐらい大きくしようとか、そういう部分。あるいは公園を取得する部分で何とかカバーしようと、また建築物の緑化、計画書制度によって新たな伸縮が出た場合、緑化の指導をしていこうということで、かなり厳しいとは言いながらも、その1%については、かなり頑張れば何とかできるかもしれないというような数字、積み上げたものでございます。ただ、25%については、積み上げとは別次元と言いますか、これを目指したいという数字でございますので、そういう意味でいうと、今の委員のご指摘のように、リアリティーの差があるというのは事実でございます。

**土屋委員** 積み上げではもう無理で、ある種ブレイクスルーがないと難しい数字なんですかね、この25%は。全体目標としては。一応、私、すみません、それ指摘するだけにとどめます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

なかなか鋭い御質問なんですけれども、現在の緑被が17.47ですから、18行っていないのを10年かけて18.47にするというのが一応目標で、将来というのはいつの、この将来ですよ。多分10年で1%、まあ何とかなる可能性はあるかもしれませんが。さらに、18だから、今。あと7%ぐらい。それは100年後になるのか、200年後になるのか。この将来というのが、どのぐらい現実味を持った年数なのかを、それをここには書いてないですよ。新宿区の将来計画というのは何年になっているんですか、区全体の。

**みどり公園課長** 将来計画については、区のマスタープラン等々の関係で言いますと2050年になってございます。今回これのものについても、その辺とあわせてありつつ若干ちょっと幅を持たせということがございまして、2ページのところに、21世紀中ごろということで、なかなか50年と言いますとかなり厳しい部分がありますので、中ごろという表現をさせていただいております。

**熊谷会長** だけれど目標としてこういうのを掲げておくというのも、区民にとっては、いろいろな意味で夢を与えるでしょうし。

それから、私も前回は申し上げましたけれども、かなりこの審議会が開かれるようになって、毎年毎年社会的な状況と言いますか、いろいろな意味で認識が高まってきて、予算もある程度つくようになりまして、それから区の中で緑に対する期待が非常に大きくなってきていますので、これ、いろいろな形で動いていくと思うんです。つまり、景観行政団体になって、二、三日前にも新聞に出ていましたけれども、地区によっては景観全体を考えて、いろいろな規制だけじゃなくて、そうすると当然このみどりの関係も出てくるようすし、さらに、そう言うてはなんですけれども、大きな流れとしては、今、世界的に生物多様性というような、そういうキーワードが出てきて、これはまさに都市の中で生物多様性を実現するには、緑とか、植物、あるいは動物まで含めて、生物の多様性を守るというようなことが、もっと、さっきちょっと言われたブレークスルーする。つまり今までは建築とか土木にシフトしていた価値観がぐっと環境側に動いていますから、そうすると、もしかすると2050年に25%が達成できるんじゃないかと。おっしゃるように、今の価値観のままで行くと厳しいですけれども、どんどんどんどん変わっていますし、そのうち、こう言ったら何ですけれども、建物の建てかえとか、あるいは新築にその一部をとというような考え方じゃなくて、建物をすべて緑地にするとか、という考え方が多分出てくるのではないかというふうにも思いますし、そういうことから行くと、単に今の、都が言っている小学校の校庭を芝生化するなんて、そんな小さなことじゃなくて、もっと新宿区ではさらに生物多様性とか、景観を守るために基本的な大きな緑地をとっていくというところまで進めば、あっという間に25%が達成できるんじゃないかと。ですから、先ほど鋭意御説明いただきましたけれども、この審議会を経て、2月5日にいよいよ計画の最終決定ということになりますので、その後は、その計画の推進に取りかかるわけですけれども、まさに今後契約をどのように実現するかということが大変重要でございますので、審議会としても、あるいは審議会のメンバーの委員の方にも大いにバックアップをしていただきたいというふうに思います。

そういった意味で、今後の取り組みとか、その辺について何か、さらに御意見があればいただきたいと思います。

それでは、副会長よろしくお願いたします。

**興水副会長** 今回の会長の発言のとおりだと思うんですが、このみどりの基本計画は、冒頭に書いてありますように、今後10年間、新宿の区のみどりの行政の進むべき方向性とか、取り組むべき枠組みとか、そういう大きな基本方針になる、基本のプロセスを示したものであって、やっぱり10年という目標があるわけで、2050年ごろに、100後ぐらいにあっては、そんなあいまいなものではやっぱりないはずであって、やっぱりみどり行政の大事な目標を示したものだと思われま。

そういう意味で、22の行動計画が、27ページ以降から一つずつ丁寧に書かれていて、これをきちんと実行していくことによって、私は目標が達成できるんだということを、これは示しているんだろうと思うんですね。やっぱりこれをちゃんときちんと実行していくんだと、そして、そのことによって大きな目標が達成できるんだぞということの方向性を示しているんだろうと思います。

そのときに、各行動計画のページ、一番下のところに、これからの展開例と、展開というのと展開例というのがちょっとあって、これミスプリじゃないかと思うんですが、例えば28ページは、これからの展開になっていますよね、これ展開例ですか。展開例というと、少しちょっと腰が引けたような感じがして、例えばこんなのがあっても、ほかにもあるかもしれないねみたいな、そんな感じにちょっと悪く言うと受け取ってしまうんですけど、これからの展開でも私はいいと思いますね。ただ、これ以外にも新しいものが加わるかもしれないから、今後10年間の間に。だから展開例でいいとは思っております。

問題なのは、SとAとBの評価といいますか、印なんですけれども、Sは重点的な取り組み、前のほうの文章を見ますと、特に力を入れて取り組みたいと、この10年間に特に力を入れて取り組むものをS、重点的な取り組みと言っております。これはいいです。ところが、AとBですね、Aは早期の実現を努力すると、努力するけれどももしかしたらだめかもしれないと、悪く言うと。そういうふうにとられてしまう恐れがある。それからB、将来の実施を調整する。これ周りのせいにして、いろいろな調整を図っていくけれども周りがいろいろ言っていて、むちゃくちゃ言っていて、これは結局だめだと、これはほとんどやれないぞと、書いた方がいいけれども、ほとんどこれやれないんだと、掲げてあるだけなんだというふうに悪く、意地悪く読めないこともないんですけど、私は意地悪にとろうと思っているんじゃない

んですけれども、そういうことなんで、ちょっとAとBの表現、S、A、Bの表現、書いたほうがいいのか、これ外しちゃったほうがいいのかというのはちょっと気になるところです。なぜかといいますと、Sはいい、34ページの行動計画8、これもやっぱりSとAがあるんですけれども、下から2番目のみどりの基本計画、このみどりの基本計画の進行管理を適正に実施していく、進行管理をきちんとやりますよというのは、これは早期の実現に努力する話じゃなくて、これは10年間きちんとこれはやるべき話なので、このような表現ではあわないんです。

というふうに見てみますと、ほかの項目でも、単純にA、Bでうまくあわない部分もちょっとありそうなので、余りA、Bに分けないほうがいいのかなどという気もします。これはただそういう意見ですから検討してください。

ですから、例えば、34ページのみどりの基本計画の進行管理をやっていくというのはどういうことかということ、常に、恒常的にやるんですよ、10年間。常に10年間ずっと持続的にじっくりやっていくんですよと、そういう意味だと思えます。

それから、そうなりますとBの将来の実現調節というのが、そうじゃなくて、この10年間で達成できるように、達成に向けて取り組んでいくんだと。もし10年後でもいいんだと、10年間の計画の中で、最終的には達成できるように取り組んでいきたいんだと、そういう項目だという意味だろうと思えます。ちょっとその辺の表現をわかりやすく庁内の、お役人の言葉ではなくて、もうちょっと何か、書くのならば、書き方が、区民の方にもわかりやすく、みどりの行政をきちんと区民の方にお伝えするという意味でわかりやすく書いたほうがいいのかという気がいたしましたので、私の個人的な意見としてちょっと見ていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**熊谷会長** 課長、お願いいたします。負けないように。

**みどり公園課長** この展開例、SとかAとか書いてございますのは、前段の重点施策に書いてあるとか、そういう意味で書いたものでございまして、これがA、Bだから先送りだよと、そういう見方のつもりは毛頭ございませんので、これについては、我々としても、いろいろな手立てを講じて進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

**熊谷会長** 全然つまらないことなんですけれども、この行動計画のところで、さっきの展開例と展開というの、これはミスプリだと思うんですけれども、左のところに網がかかっているのかかかってないのがあるんですよね。これどっちなんですか。網がかかってないのしかやらないということ。そういうわけじゃないでしょう。全部網かかるんでしょう、これ。

**事務局** 全部網がかかっております。印刷が薄い原稿もあり、コピーしたときに消えてしまったものもありますので申しわけございません。

**熊谷会長** というか、ちょっとパブコメでね、計画書の形式が余白が多いとか、紙が無駄とかというのは、この案は一応検討はしたんですか。少しは直してあるの。

**事務局** いや、これはまだ反映されておられませんので。これから改めてレイアウト直します。

**熊谷会長** これから印刷にかけて直すと。

**事務局** はいそうです。

**熊谷会長** ほかに、何か御意見ございますでしょうか。

はいどうぞ、秋山委員お願いいたします。

**秋山委員** 緑化の問題です。建ぺい率と高い建物を建てたときに緑化を位置づけているんですが、なかなかそれが守られていないみたいなんです。落合地区も緑がだんだん減ったような、見えておるだろうとおっしゃいましたけれども、お庭が広いところがなくなって、みんなマンションみたいなのが建ってしまう。そのときに、なくなった責任というか、何か義務づけて、もう少し緑をふやすということを建主に義務づけることはできないんでしょうか。うちのほうのマンション建てたときに、緑を多くしてくださいねといったんですけれども、建てるのでちょっとお話し合いをという、いやおうなしに設計者から何からみんな来たんですけれども、そのときに緑を多くしてくださいとお願いをしたんですけれども、結局向こうの都合で、都合の木が植わってしまうんですね。冬は枯れ葉が多く飛ぶような木を植えまして、なかなか緑化まで行かないような状態がどこもここのあると思うんです。ですから、緑の緑化をするにしたがって、結局うち神楽坂地区、うちの地区もみんなどんどん家が、今まで建った家がなくなって、ここ何があったのかしらというような具合でできていますので、ぜひとも、緑化も少し厳しく言っていただきたいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

**熊谷会長** はい、いかがですか。

**みどり公園課長** 今、民間の建設に当たっての緑化ということでございます。現在も、新宿区のみどりの条例に基づいて緑化計画書制度というのがございます。その場合、今、敷地面積が250平方メートル以上のものについては、接道部の緑化をまずお願いをしております。それで1,000平方メートルを超えるものについては、建物に建ぺい率ですので、空き地の部分の何パーセントを緑化してくださいというような指導をしてございまして、実際にそういうのに基づいて計画をつくっていただいております。ただ、多分今秋山委員からの御指摘の部分、いわゆる大きな敷地を小さく細分化をしてしまって、規定にかかわらないような、緑化

計画書の対象とならないような建物にしますと、どうしてもうまくいかない部分もござい  
ます。これについては、先ほど地区計画というお話もさせていただきましたけれども、例えば、  
1つは地区計画をかける、また地区計画とセットをした上で、先ほどちょっとモデル地区と  
いうお話もさせていただきましたけれども、モデル地区においては、現在、250平方メート  
ル、1,000平方メートルという緑化計画書の対象の基準を引き下げて、例えばモデル地区で  
は200平方メートルぐらいからもう接道を緑化しましょう。500平方メートルを超えたら、も  
う面積の緑化をしましょうというような、そういう仕組みも考えられるかと思っております。  
それはそれとあわせて、緑化に対する支援策とセットにする必要があるのではないかなと思  
っておりますけれども、今後、そういったものを含めて、モデル地区を決める上で地域の方  
とお話し合いをしながら考えていきたいと思っております。

**熊谷会長** ほかにございますか。

先ほどの特別保護樹木制度というのは、これからつくられるんですね。特別保護樹木に  
指定をすれば、やたら伐採できなりますよね、少なくとも届け出、と同時に特別保護樹木に  
すると、今まで以上に補助金が出るということですか。

**みどり公園課長** 特に景観法で定めます景観重要木に指定しますと、現行の保護樹木よりもも  
っと厳しい制限がかかります。そういうことにおいて、多分所有者の方の負担は大きくなる  
というふうに思っておりますので、今現在ちょっと私ども、これからどういう支援の強化  
をとというのは、これから考える話でございますけれども、今思っておりますのは、お金で出  
してしまいますと、なかなかうまくいかないケースがあるかと思っております。したがっ  
て、区のほうでそういう特別保護樹木については、例えば剪定とか日常の維持管理につい  
ては区が行うと、そういうような形で、区が実働、実働と言いますか、具体的にそういう対策  
を行うということで支援したらどうかというような事を今検討しているところでございます。

**熊谷会長** いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

**土屋委員** ちょっと細かく見ていない状態で質問なんですけれども、さっきのブレークスルー  
の続きになっちゃうんですけども、例えば研究開発費みたいなものとか、研究開発の項目  
に入っているんですけど。例えば、親水性のある外溝素材で、だけれどもそれが緑化がで  
きるようなものがありますよみたいな話もし持ち込まれたときに、例えば、それに対して  
助成して研究させるような特別な予算とか、あるいは、定期的に一定の部分で、そういう、  
例えばブレークスルーするような緑化に対する研究を持続するようなそういう項目って何か

盛り込まれているのかどうか、ちょっとそこだけ聞きたかったんです。

**みどり公園課長** 今、そういう新製品と言いますか、緑化のための新しい技術やなんかの研究開発というようなものでございますけれども、残念ながら今の現行では、そういった対応はしてございませんし、とりあえず21年度の予算でも、そういう部分については見込んでございません。ただ、今後、やはりそういうことが、先ほどの話ではございませんけれども、25%というような目標を掲げるために、どうしても必要になってくると思われれます。今後、そういった研究をどうしていくのか、あるいはそういった何か新しいものを考えたときに、何かインセンティブはないのかとか、そういうものについては今後研究していく必要があるかなというふうには思っているところでございます。

**土屋委員** 新宿らしいみどりをという言葉がずっと使われている中で、やっぱり新宿発の、例えば緑化技術が発信して、新宿方式ななり、新宿広報なり、新宿ザイ、そういうものが出て、それが、例えば東京全体、もしか世界に言葉が1つの普通名詞として定着するような技術を取り込むというのも売り込みの仕方としては必要ではないかと思えます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

研究費は、研究とかそういうものの開発費、あるいは技術開発に対する、そういう手当も大変重要だと思うんですけども、先ほども何人かの委員から御指摘があったように、実際にみどりとかがかわる現場の人たちがどういう木を植えたらいいとか、それからどうしたらいいかというのは、よくわからない方もいらっしゃるんで、ぜひ、そういう場面では専門家の方の協力を得るとい、そういうことが非常に重要で、だから事業については、必ず興水委員にお伺いを立てるとか、あるいは、そうしたお知恵を出していただければ、かなり、先ほど言われていたような、どういう木が、どういう場合に非常に効果があるとか、それから歴史的にどういう木が、そういうのを全国的にいろいろな事例がありますので、そういうことも御存じでしょうから、そういうのはどこで、一応みどりの基本計画を推進したり、これから取り組んでいくときの意見ということですので、ぜひこの中に書く必要は別はないと思えますけれども、専門家の意見を聞く、あるいは場合によっては地域との協議会を立ち上げる、その中には、地域と行政だけじゃなくて、必ず専門家が入ってもらうというような、そういうことをみどりの審議会の1つの考え方、理念みたいな形で持っていただくといいかないと、そうすると、あれがかなり早くうまく実現すると思うんですよね。

先ほどちょっとほかとの、部局との調整は十分これからとっていくと、例えば地区計画とか、まちづくりと、そういうところの中でみどりをどんどんどん、逆に言うとみどりの

力がどんどん強くなってくれますから、場合によっては、地区計画のかなりの部分をみどりから物が言えるというような、そういうことがあるんでしょうけれども、そういう行政的な協力具合だけじゃなくて、専門家の知識をぜひ、そういう専門家の方の意見とか何かをあれすると、今出てきたような、最新の技術とか、研究成果とかというのをわざわざ研究費を区で出さなくても吸い取れますから、そんなことをぜひ、結果的にはそんなところですね。ぜひそんなことを念頭に置いていただければと思います。

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、新宿区みどりの基本計画改定案については、みどりの推進審議会として了承するという事にさせていただいてよろしいでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

**熊谷会長** ありがとうございます。

---

#### ◎保護樹木等の指定本数の推移について

**熊谷会長** 次に、報告事項に移ります。

まず、1つ目に、保護樹木等の指定本数の推移について事務局より説明をお願いいたします。

**事務局** 事務局の小菅と申します。よろしくお願いたします。

それでは、保護樹木等の指定本数の推移につきまして御報告いたします。

パワーポイントを使って御説明させていただきます。恐縮ですが部屋の明かりを落とさせていただきます。

(パワーポイント使用)

最初に制度の概要等につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料の7もあわせて御覧ください。

保護樹木制度とは、大きな樹木、樹林及び生垣を残していくために、区が保護指定した樹木等について、維持管理費の一部を助成するとともに、事故等に備えて賠償責任保険に加入するなど、所有者の皆様がみどりの文化財として末永く育てていただけるように支援を行う制度です。

制度の開始は、昭和47年度で、40年近い歴史がございます。

次に、保護樹木等の指定基準について御説明します。



保護樹木は、地上1.5メートルの高さにおける幹周りが1.2メートル以上の樹木。

保護樹林は、面積が500㎡以上の樹林。

保護生垣は、高さが地上1.2メートル以上、長さが15メートル以上の生垣で、景観上すぐれ、良好な管理が行われているもの。

その他といたしまして、区長が特に必要があると認めるもの。

これらについて、それぞれ保護指定いたします。

次に、支援の内容について御説明します。

最初に助成金の支給についてです。

保護樹木につきましては、1本につき9,000円、ただし2本目からは4,500円となります。

保護樹林につきましては、1,000㎡までが9,000円、1,000㎡を超える場合には、1,000㎡ごとに4,500円です。

保護生垣につきましては、1メートルにつき、20メートルまでは900円、20メートルを超える場合からは、1メートルにつき450円となります。

助成金の限度額は、1所有者につき9万円です。

次に、賠償責任保険の加入について御説明します。

保護樹木等の枝が折れたために通行人等にけがを負わせた場合や、倒木によって隣接家屋の一部を損壊させた場合などには、区が加入している賠償責任保険の対象となります。この保険では、台風による事故は保険の対象となりますが、地震等の災害が原因の場合には、対象となりません。

補償内容は、対人賠償が1名当たり5,000万円、1事故当たり2億円。対物賠償が、1事故当たり5,000万円です。

次に、緊急時等の維持管理の支援です。

強風等によって保護樹木が倒れたり、枝折れした場合には、所有者にかわり区が処理を支援します。また、地域を代表するシンボルツリーや大きな樹木については、枯損や倒木による事故を未然に防ぐために樹木医による診断や剪定を行います。

この制度は、平成18年度から実施しているものです。

御覧いただいている画像は、大久保地区にございますイチョウの保護樹木です。地域のシンボルツリーとして、区が所有者にかわり剪定を行った事例をごらんいただいております。

続きまして、保護樹木の指定本数の推移について御説明します。

お手元の資料の裏面も御参照ください。

本日は、平成5年度から20年度までの16年間のデータをもとに御説明いたします。

最初に、総本数の推移です。

総本数については、各年度に指定と解除がございまして、それぞれがプラスとマイナスとなつて、年度末の本数となります。指定本数が解除本数を上回れば、これは増加になりますけれども、どんなにたくさん指定しても、解除本数がそれ以上となれば、その年度は前年度よりもマイナスとなります。平成5年度の本数は1,075本でした。20年度、21年、本日現在では1,055本となっています。この間に指定と解除があり、これによりまして増減があったわけで、年度ごとの推移は、御覧いただいておりますグラフのとおりです。

最も多い指定本数、最大瞬間風速になりますけれども、これが平成10年度の1,081本、最も少ない数字は、18年度の1,014本です。

次に、指定本数と解除本数の推移について御説明します。

御覧いただいておりますグラフの青が指定本数、赤が解除を示しております。年度別の指定本数を見ますと、平成6年度の68本が単年度としては最も多く、ついで平成9年度の46本となります。逆に最も少ない年が、平成11年度の4本、次いで平成12年度の6本となります。

解除の推移について見ますと、平成6年度の75本が最も多く、次いで5年度の49本となります。逆に最も少ない年度が平成16年度の5本です。これらの推移について、全体的な傾向について見ますと、平成5年度以降のこの16年間で、全体としまして376本の樹木を保護樹木として指定しました。これは年間平均で示しますと23.5本となります。一方解除は、この16年間で403本で、年間の平均といたしましては26.8本となります。

平成5年度から10年度までの6年間は、指定本数が217本、解除本数が218本で、どちらも非常に多く、全体として見ればほぼ横ばいの状態にありました。こうした中で、平成10年度には指定本数が1,081本の最大本数となりました。しかしその後の11年度から18年度の8年間では、指定本数が83本にとどまったのに対して、解除の本数が150本となり、明らかな減少傾向となりました。このため18年度には1,014本と最低を記録しました。

このような中で、昨年度と今年度は、保護樹木の指定に力を入れた結果、指定本数、全体の本数は増加に転じまして、現在は1,055本まで盛り返しているという状況でございます。

続きまして、保護樹木の解除の理由について御説明します。

保護樹木の解除の理由について、平成5年度から今日、20年度までの403本について調査しました。その結果、枯死、つまりこれには倒木及び枯れる寸前のものを含みますけれども、これらが114本、28.3%で、最も多い結果となりました。樹木の枯死による保護樹木の解除

はやむを得ないものと考えますけれども、現場調査や、立ち会いを通して、こうした枯れる原因としまして、新宿区の特徴が影響している場合が少なくないと考えております。

その原因の1つとしまして、生育環境です。

新宿区は、自動車の交通量が多く、またビルやアスファルトに囲まれている土地も多いことから、大気、日照、土壌といった樹木の成育に必要な条件が必ずしも良好とは言えない土地も多く、こうした悪条件が樹木の寿命を——特に大きな古い樹木です——に対して強く影響しているものと推測されます。また、こうした枯れる原因といたしまして、強剪定、強く枝を刈り込むことですが、こうした強剪定も影響していると思われま。区内で多くの場合、保護樹木の周辺に住宅が密集しているために、所有者が近隣に対して、落ち葉や迷惑をかけないように樹木を強剪定するケースが見られます。こうした強剪定が樹木を衰弱させることにつながり、結果として枯れてしまう原因となると考えられます。

指定解除の理由としまして、次に多いのが建てかえ・開発によるもので98本、24%です。これも増改築による70本、17.4%を加えますと、建築行為によるものが168本、41.7%となります。また、次に、相続の発生の伴うものは40本、9.9%、土地の売却によるものが35本、8.7%で、土地に関する理由によるものは全体で75本、18.6%となります。その他、維持管理が困難で16本、4%になりますけれども、これはひとり暮らしの高齢者が病に倒れ、かわりに維持管理をする方がいない、そういった例が主なものでございます。その他の理由29本、7.2%につきましては、都市計画道路の拡幅によるもの、あるいは擁壁の改修によるものなどがあります。解除の理由については以上でございます。

区では日ごろより、保護樹木をふやすためにさまざまな努力をしております。具体的には、広報紙によるPR、窓口やイベント、その他もろもろの地元との話し合いの際でのチラシの配布、ホームページへのPR、現場立ち会いなどの機会を利用した飛び込みのPRというか営業等を行っております。

また解除を減らすための努力といたしまして、解除申請にあった際には、所有者の方との交渉、あるいは説得に努めております。

指定及び解除の両方に有効な方策としまして、制度の充実がでございます。本日御審議いただきましたみどりの基本計画の中でも保護樹木の制度の充実といたしまして、特別保護樹木制度、あるいは保護樹木の移植費助成制度、こういったものの創設、落ち葉の回収処分などを盛り込んでおり、現在実施に向けて検討を進めているところでございます。

こうした所有者の経済的な支援及び精神的な負担を軽減していくための支援、こういった

制度の充実が保護樹木の指定を今後もふやし、解除を防ぐことになると考えております。保護樹木制度につきましては、今後も制度の充実を図り、多くの樹木を残していきたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

ただいまの報告について何か御質問、御意見ございましたらお伺いしたいと思います。

北村委員お願いいたします。

**北村委員** 保護樹木の助成金が1本9,000円ということですが、質問の第1は、これは1年間9,000円、翌年もまた9,000円ということですね。先ほどのあれを拝見していて、大体1,000本として、9,000円ずつ出しても年間に900万円で、大した金額じゃないんですね。区として、もう少し増額を考えられたらどうか。9,000円というのは、余り今の時代ではありがたい金額ではないんです。これが1万1,000円となると、ああそうかという精神的な大きな差が出てきます。ですから、その辺の心理的な区民の受け取り方をお考えになって、増額をなさったならば、たかが200万円だけの増額でぐんと違ってくるというふうに私は思いますので。その辺一遍お考えいただけたらと。

**事務局** 御質問についてお答えいたします。

御質問につきましては、19年度の実績といたしまして、支払った額は630万円少々でございます。私ども、地域のほうに行きまして、こうしたお話をさせていただきますと、やはり助成金が非常に少ない、このくらいの金額では手入れなんかとてもできないよというお声をよく聞きます。

それから毎年、保護樹木の所有者の方にアンケートというか、実績報告を出していただく中で、いろいろな御意見をいただいておりますけれども、そうした中で、保護樹木の管理で困っていることは何ですかという設問に対しましても、剪定費用が非常に高額だというようなお答えが所有者の中の42%の方からいただいております。今、北村委員のほうからお話がありましたように、増額をすればもっと効果があるということでございます。ただ、なるほどそのように考えてはおりますけれども、一方で、今、助成金を一律支給を多くしても、個人差があるんですね。非常に大きな木を持っている方とそこそこな方と、そうした中で、一律なのはどうかと、今、私どものほうで、そうした支援の中で、今までお金をお支払いすることが軸足だったんですけれども、今、区のほうが、所有者にかわって大変な木をかわって維持管理をしよう、剪定をしよう、先ほど画像のほうで御覧いただきましたけれども、

実際に所有者にかわって区が維持管理をするという方向で、今新たな支援を行っております。昨年度、18年度、19年度の予算額が100万円に満たなかったんですけども、平成20年度、今年度は150万円を超えるくらい予算をつけまして、そうした方々、本当に必要としている方々に重点的に管理を区がかわって行っているということで考えております。

今後は、内部でまた十分検討いたしますけれども、できれば多くの方々にそうしたお金を支給するというよりも区がもっと樹木診断ですとか、あるいは剪定とか、そういった直接的にかわっていけるような形で支援を行って、拡大していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**熊谷会長** では、課長、補足をお願いいたします。

**みどり公園課長** 今、ちょっと御説明申し上げましたように、現在、少し区のほうが実際の働きのほうで援助しようという方法にシフトしてございます。ただ、先ほど北村委員の言われたように、確かに9,000円というのはいかにも安いというふうに感じてございます。また、今後、これは予算的な話もでございますので、すぐさまどうというのは今申し上げられませんが、そういった部分と、先ほど小菅のほうで申し上げました実働の部分と合わせて、またいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

**熊谷会長** はいどうぞ。

**近藤委員** 特別保護樹木というのと、普通の保護樹木の違いがちょっとよくわからないんですけども、特別保護樹木という新たにまた制度をつくるのであれば、いろいろなことをもうちょっと今までの保護樹木と違って、制度についてももうちょっと深く考えて、同じようなものじゃなくて、根本的なことを考え直してみたらどうかと思うんですけども。

高齢者とかで維持管理が大変な人がいると今ここで聞いたんですけども、そういう人は、それで結構そういう木って立派な場合が多いですよ。そうしたら、特別保護樹木というのは普通の保護樹木より立派な木のことを対象にしているわけですよ。詳しいことはまだ決まっていなくても、そうしたら、そういう特別保護樹木に該当するような立派な木を持っていて、維持管理が大変という高齢者なんかの方は、新宿区にその木を寄附してくだらないものですか。もしそういう制度があったら、ああ世話するの大変だから、じゃ庭で眺めてられれば、どこか持っていっちゃうというんだったら困るかもしれないけれども、自分の家の庭に植わってれば、新宿区が維持管理してくださるんだったら、その木は寄附しますという人がいるんじゃないかなと思うんですよ。何か、所有権があるのに、区

が維持管理をするというのもちょっとおかしいことかなと思うんです。今まで程度だったら、別に何とも思わないけれども、完全に区が積極的にというか、そういうふうに出ていくのであれば、やっぱり寄附してもらいたいんじゃないか、私だったらそう区の立場としては、寄附してもらったほうがやりいいんじゃないかなと思うんですけれども。そういうこと、寄附を募るといようなことは考えないんですか。

**熊谷会長** はいどうぞ。

**みどり公園課長** 樹木の寄附については、せんだって北村委員から、例えば区のほうが木を譲り受けると言いますか、いわゆる立木法といいまして、土地とは別に木だけの所有権を分けて考えるのはどうかという御提案がございましたけれども、まさにそれと絡んでくる話ではないかなと思っております。

新宿区としては、仮にそうやって樹木を寄附していただける、お譲りいただけるということであれば、非常にこれは特に大きな木ということになりますけれども、それを受ける受け皿というのは現行のみどりの条例の中にもございます。ただ、一番問題になりますのは、土地とは別に木だけお譲りいただいた場合、あとあとその土地を何か処分しようとしたときに、大きな制約がございますので、それを御了解の上、新宿区に御寄附いただけるのか、あるいはお譲りいただけるのかというところがポイントになってまいります。そういったものも含めて、もしそういうお話が整うのであれば、十分に検討する余地はございますので、そういうものも考えていきたいとは思っております。

**熊谷会長** 渋谷委員、今の件に絡んで……そうですか。

小林委員も今の意見とはまた別な。

**小林委員** 資料7について教えていただきたいというのがあったもんですから。

**熊谷会長** ああそうですか。

**小林委員** はい。どうぞ。

**熊谷会長** じゃ渋谷委員、どうぞ。

**渋谷委員** 以前、ここで、もしかしたら議論があったかもしれないんですけれども、最初のパワーポイントにあった指定基準というのは、変えるタイミング、あるいは追加するというようなことは可能なんでしょうか。それとも何かタイミングがあるんでしょうか。その上でちょっと意見を申し上げたいんです。

**熊谷会長** お願いします。

**みどり公園課長** 特段何かタイミングがないということではございません。特に、今回、特

別保護種目制度を導入ということございますので、これにあわせて、基準についても見直すことは十分可能というふうに考えているわけです。

**渋江委員** それで、きょうもパブコメと、これまでの前半のぎろん踏まえて、ちょっと1つ御提案があるんですけれども、パブコメの20番にあったマンションの人の御意見なんですけれども、マンションの中の樹林であるとか、庭ですよ、それからさ秋山委員がおっしゃった落合地区の住宅の庭であるとか、あと近藤委員がおっしゃった京王プラザの横の雑木林とか、そういった庭というか小樹林、今回のこれまでの指定基準ですと、保護樹木と、それから大規模な樹林と、それから生垣というのがあるんですが、何か小樹林とか、庭でしょうか、小庭園とか、そういったような平米ぐらいで、何か中木、低木ぐらいの密度を指定したものがもしかしたらあったらおもしろいのではないかなというのが、これまでの前半の議論を聞いていて思ったことなので、それをひとつ御提案をさせていただきたいと思います。

それから、あと、前回のときに、広報に出したことによって多くの反応があったということで、やはり広報であるとか、何か今プレートのようなものはついているんでしょうか。保護樹木というプレート。

はいわかりました。それはそのまま結構です。

以上です。ありがとうございました。

**熊谷会長** では、小林委員お願いいたします。

**小林委員** 公募委員の小林です。先ほど資料7について説明をしていただきました、ありがとうございました。その中で保護樹林についての金額の増額の話や、それから、これから区の労務提供の話等がされたと思います。

そこで1点お聞きしたいんですけれども、今までに、指定樹木で助成金を支払いした樹木に対して、区が労務提供した例というのはかなりあるんでしょうか。例えば、剪定もそうですし、台風等で倒れたり、あるいは枯木になって、もうどうしようもないというようなことに対しての区の労務提供がなされたかどうかを教えてください。

以上です。

**熊谷会長** では、事務局お願いします。

**事務局** 先ほど御説明いたしました維持管理の支援ということで18年度から行っておまして、平成18年度が7件、11本、それから19年度が7件、7本。合計で14件、18本について、区のほうで支援を行いました。

**小林委員** その支援というのは、相手から申し入れがあつて当然されたことなんじゃないかな。

熊谷会長 お願いいたします。

事務局 毎年1回保護樹木の所有者の方に対しましては、区のほうから助成金の関係等で書類をお送りしております。その中で、そうした御案内のほうを同封させていただきまして、区のほうにお声をかけていただくということにしております。

小林委員 ありがとうございます。

熊谷会長 新宿区みどりの条例なのか、あるいは施行規則ですか、これの改定というか、それはこの審議会にかかるんじゃないですかね。かからないんですか。事務局で自由に変えられるの。通常条例だと区議会ぐらいまで行くんじゃないの。

みどり公園課長 条例は議会です。

熊谷会長 議会案件ですよ、条例はね。施行規則はどうですか。

みどり公園課長 報告です。

熊谷会長 区議会への報告。でどこでかえないの。つまり、審議会である程度検討する、そういう場面というか、そういう何かがあれば、今いただいた特別保護樹木とか、そういうのは事務局ではこう考えているけれどもと言って、あるいはこうさせていただきますとかという、そういう場があればあれなんですけれども、そうじゃないとちょっと皆さん発言されても無視されたら大変ですけれども。審議会を素通りしちゃうと多分ね、ちょっとその辺を教えてください。

みどり公園課長 条例については、当然区議会の議決ということでございます。条例についても、せんだって、みどりの施策に関すること、重要なこと、基金の統合について、審議会の所掌事務になってございますので、御提案をして御説明をさせていただいたところでございます。

また、それ以外、規則については、必ずしも議会に対しては、区のほうで決定して報告という格好になりますけれども、みどりの施策を行っていく上で重要な事項というふうに考えてございますので、こういったことについても、審議会の皆様方に一度御説明をして御意見を伺った上で、対応していきたいというふうに思っております。

熊谷会長 ということで、ちゃんと議事録にも残りますので、条例なり、施行規則をどういうふうに変えて、基準を今後変えたらいいとか、というようなことは委員の方々にも御意見を賜ったり、あるいは事務局からきちんとしたデータをもとにいろいろ御説明もいただけるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。保護樹木の指定本数の推移について、条例の改正以外について何か御質問があればお受けしたいと思います。



大変でしょうけれども、これは昭和47年から保護樹木制度ってあるんですよね。何で47年からのデータがないの。区というのはもう10年たつと資料捨てちゃうのかな。

事務局 いえ、ございます。

熊谷会長 あれば出てくる、探せば。

事務局 古いデータなものですので。

熊谷会長 ほこりかぶっている。

事務局 まあそんな感じですよ。

熊谷会長 というか、昭和47年で何本ぐらい、最初のころは数本から始まったんですかね。

事務局 私もちよっと聞いているところでは、もともと東京都がやっていた事業だったようで、これも確認しないといけない。それを区のほうが引き継ぎまして、その後新宿区でというふうに聞いております。

今、会長からお話のあった内容につきましては、事務局で確認いたしまして、また後日御報告させていただきたいと思っております。

熊谷会長 いいのそんなこと、別に……。データが保管されていれば何かのときに調べられるんで私はいいと思うんですけども、廃棄してないんですか。大丈夫ですか。

事務局 保護樹木につきましては、これはすべて永久保存の文書で残っているはずですよ。

熊谷会長 はいそうですか。ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

---

#### ◎みどりの基金と公園整備基金の統合の進捗について

熊谷会長 それでは、もう1件報告事項がございますので、2つ目、みどりの基金と公園整備基金の統合の進捗について、事務局より報告……

土屋委員 ちょっと申しわけないんですけども、時間がちょっと次のところがありまして、4時までと……

熊谷会長 申しわけございません。

土屋委員 途中退席は可能……

熊谷会長 どうぞ、どうぞ、御自由に。

土屋委員 すみません。

熊谷会長 進行が不手際で申しわけございません。

はい、どうぞ、どうぞ。

**みどり公園課長** それでは、1月9日にお諮りいたしました、みどりの基金と公園整備基金の統合の進捗について、ちょっと簡単でございますけれども御報告をさせていただきます。

前回の審議会で御承認をいただいたということで、今、条例案をつくりまして、内部決定をしたところでございます。これについては、議会提案ということになってございまして、まだ正式にちょっと議会のほうに文章が提案をされてございません。したがって、ちょっとまことに申しわけないんですけれども、現段階でこの条例の文章をお見せするというわけにはちょっといかない状況でございます。ただ、現在、上程のための手続を進めてございまして、この後、2月9日に予定されております区議会の議会運営委員会というのがございますけれども、その委員会に条例案について御提示ができるかと思っております。正式に区議会のほうに上程されるのは、第1回の定例会の開始でございます2月20日ということになりますけれども、2月9日以降であれば、そういった状況についてもご提示できるのではないかと考えてございますので、こういうものにつきましては、また改めて委員の皆様方にはこういったものということで、文書でお送りするなりして状況の報告をさせていただければと考えてございます。

なお、この条例案につきましては、2月20日から3月24日までが第1回の定例会ということになってございます。通常の例で言いますと、最終日、3月24日に議決をいただくという運びになりますので、それをもって決定し、4月1日からの施行というような運びになる予定でございます。今、そういったことで内部で手続を粛々と進めているということでございますので、詳しい状況がわかりましたら、また後ほど御報告をさせていただきます。

**熊谷会長** ありがとうございます。

これについては、報告としてお伺いすればと思っておりますので。

---

#### ◎連絡事項など

**熊谷会長** その他の連絡事項について、何かございますでしょうか。

**みどり公園課長** それでは、前回の1月9日の審議会で御出席いただきました委員の皆様の上には、前回、第2回の議事録、修正用でございますけれども、議事録を置かせていただきました。委員の皆様、まことに忙しいところ恐縮でございますけれども、期日までに、もし発言内容の訂正箇所がございましたら確認をお願いしたいと存じます。

また、お手元に、源泉徴収表も袋に入れて配付させていただきましたので、御確認をいただければと存じます。

なお、平成20年度の本審議会、本日が最後でございます。次回は、平成21年度の第1回ということでございますけれども、4月の上旬に開催できればということで今予定してございます。委員の皆様方には、改めて文書で御案内を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

---

◎閉会

熊谷会長 ありがとうございました。

それでは、若干予定の時刻を過ぎまして大変申しわけなく思っておりますが、平成20年度第3回新宿区みどりの推進審議会をこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

みどり公園課長 どうもありがとうございました。

午後4時10分閉会